

子どもの成長に応じた育ちの支援について
(答 申)

平成28(2016)年 3月

川崎市子どもの権利委員会

27川子権第1号

平成28年3月24日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市子どもの権利委員会
委員長 野村 武司

子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）

川崎市子どもの権利委員会は、平成26年3月17日付け25川市人第689号での諮問「子どもの成長に応じた育ちの支援について」に関して、2年にわたり調査及び審議を行った結果、次のとおり答申します。

目 次

第1章 第5期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

- 1 答申に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 川崎市子どもの権利委員会による検証システムについて・・・・・・・・ 1
- 3 子どもの成長に応じた育ちの支援についての視点・・・・・・・・ 2

第2章 子どもを取り巻く状況

～子どもの権利に関する実態・意識調査から・・・・・・・・ 4

第3章 子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言

- I 生まれる子どもと親支援について・・・・・・・・ 8
- II 就学期の子どもの支援について・・・・・・・・ 14
- III 思春期の子どもの支援について・・・・・・・・ 19
- IV 青年期の子どもの支援について・・・・・・・・ 24

第4章 資料編

- 1 第5期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）・・・・・・・・ 29
- 2 第5期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ・・・・・・・・ 30
- 3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査について・・・・・・・・ 31
- 4 行政職員、市民、子どもとの対話について・・・・・・・・ 33
- 5 第5期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況・・・・・・・・ 37
- 6 第5期川崎市子どもの権利委員会委員名簿・・・・・・・・ 40

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

子どもの成長に応じた育ちの支援について
(答 申)

平成28(2016)年3月

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室(子どもの権利担当)

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 F A X 044-200-3914